

# 日本カント協会第42回学会

明治大学

2017年11月11日（土）

# 日本カント協会

## 第42回学会プログラム

(日本フィヒテ協会と共催)

日時：2017年11月11日(土)

場所：明治大学 中野キャンパス 〒164-8525 東京都中野区中野 4-21-1 (会員控室 309 教室)

### I. 9:30～12:10 一般研究発表

A 会場 (311 教室) (司会者：福谷茂 (前半)、御子柴善之 (後半))

10:00～10:40 檜垣 良成：カントにおける可能性と現実性の区別 — 神の直観的知性の問題 —

10:40～11:20 庄子 綾：カッシーラーによるカントの真理論の解釈

11:20～12:00 高木 駿：趣味判断における不快の感情の生成 — カント美学と醜さ

12:00～12:40 板生 郁衣：『哲学ルポ カントは今、ロシアに生きる』が伝えたいこと

B 会場 (310 教室) (司会者：寺田俊郎 (前半)、舟場保之 (後半))

10:00～10:40 福田 喜一郎：同意論の系譜

10:40～11:20 青木 大樹：カント法哲学における「死」 — 法の存立根拠としての「名声」概念 —

11:20～12:00 中村 信隆：カント倫理学において尊厳の概念は重要な役割を担うのか

— O・センセンによるカント解釈の検討を通して —

12:00～12:40 木村 恵子：高次の関心と超越論哲学

### II. 委員会 (12:40～13:30) (314 教室)

### III. 総会 (13:30～14:30) (311 教室)

### IV. 共同討議 (14:30～16:00)

共同討議 1：カントとテーテンス (311 教室)

提題者：佐藤 慶太、辻 麻衣子 司会：下野 正俊

共同討議 2：討議倫理学におけるカントとフィヒテ (フィヒテ協会との共催) (310 教室)

提題者：松本 大理、嘉目 道人 司会：勝西 良典

### V. シンポジウム カントとフランス哲学 (16:00～18:30) (311 教室)

提題者：円谷 裕二、杉村 靖彦 (非会員)、ジェレマイア・オルバーグ 司会：宮崎 裕助

### VI. 懇親会 (18:45～20:15) (明治大学学生食堂) (フィヒテ協会と共催) (参加費：3,000 円)

\*当日の昼食について

土曜日は1階の学生食堂と購買部が営業しています。学外のコンビニエンスストアと飲食店は土曜日、日曜日とも営業しています。

**日本フィヒテ協会**  
**第 33 回大会プログラム**  
(日本カント協会と共催)

日時 2017 年 11 月 12 日 (日)

場所 明治大学中野キャンパス 〒164-8525 東京都中野区中野 4-21-1

会場 3F-311 教室 会員控室 3F-309 教室

**一般研究発表 (9:30~10:55)**

発表：舟場保之 (大阪大学) 「「内的国境」論と世界市民法」 (司会：杉田孝夫)

発表：鈴木亮三 (日本医科大学) 「フィヒテの所有論とヘーゲル哲学の形成」 (司会：高田純)

**テキスト研究『知識学への第二序論』におけるカントとフィヒテ (11:00~12:30)**

(日本カント協会と共催)

提題者：櫻井真文 (同志社大学：日本フィヒテ協会)

「フィヒテの『知識学への第二序論』におけるカントの継承」

提題者：内田浩明 (大阪工業大学：日本カント協会)

「フィヒテの『知識学への第二序論』とカント」

司会：湯浅正彦 (立正大学)

**昼休み／第 66 回委員会 (12:30~13:50)** 委員会会場：3F-314 教室

**総会・フィヒテ賞授賞式 (13:50~14:20)**

**シンポジウム「目的の国の体系的意義」 (14:30~17:30)** (日本カント協会と共催)

提題者：中川明才 (同志社大学：日本フィヒテ協会)

「世界における叡知的なもの——フィヒテの「自由の体系」における共同体論——」

提題者：森 禎徳 (国士舘大学：日本カント協会)

「「人格の共同体」としての目的の国」

司会：大橋容一郎 (上智大学)

※なお、本年度大会は、11 月 11 日 (土) に同キャンパスで開催される日本カント協会第 42 回学会との共同開催です。次の「共同討議 2」は共催プログラムですので、併せてご参加ください。

11 月 11 日 (土) 14:30~16:30 (310 教室)

共同討議 2：討議倫理学におけるカントとフィヒテ

提題者：松本大理、嘉目道人 司会：勝西良典

日本カント協会第 42 回学会プログラムの詳細については、以下 URL:

<http://japanische-kant-gesellschaft.org/taikai.html> をご参照ください。

**懇親会 11 月 11 日 (土) 18:45~20:15** (日本カント協会と共催)

会場：明治大学学生食堂 参加費：3000 円

※本年度大会は、日本カント協会第 42 回学会と共同開催されることに伴い、懇親会は日本フィヒテ協会大会前日の 11 月 11 日 (土) 夕刻に行われます。

## カントにおける可能性と現実性の区別

### ——神の直観的知性の問題——

檜垣 良成 (筑波大学)

可能的なものと現実的なものとの実在的区別は、哲学史上ではアリストテレスによる運動・生成の実在性の擁護に際して導入された重要概念である。パルメニデスやプラトンが真に「ある」もの、実在的に「ある」ものを現実的に「ある」ものに一元化したために運動や変化に実在性を認めることができなかつたという問題を解決したのが、デュナミスの実在性の思想である。

ところで、神の存在に関しては、可能性が現実性から実在的には区別されえないという思想がたびたび浮上してきた。デカルトの神の存在証明を批判して、まずは神の存在の可能性が示されねばならないと主張したライプニッツにしてもそうであるし、若きカントも「神は、あらゆる有のうちで……存在が可能性と同じである唯一のものである」(I396) と言う。そして、彼は最初期から批判期に至るまで一貫して「物の可能性の第一の実在的根拠としての神」の現存在の論証のための唯一可能な証明根拠を堅持し続けた。もちろん批判期においては、この実在的根拠は単に主観的な(しかし、あくまでも実在的必然性を保持する)ものとなるのではあるが。

晩年の『判断力の批判』においてカントは、「物の可能性と現実性とを区別することは、人間の知性には不可避免的に必然的である。……可能的な物と現実的な物との区別は、単に主観的に人間の知性にとってのみ妥当するものであり、……この区別が諸物そのものにおいて存するということを証明するということはない」(V 401f.) と言う。そして、「もしも私たちの知性が直観的であったとしたなら、知性は現実的なもの以外のいかなる対象ももたないことであろう」(V 402) と推察するのである。

本発表では、バウムガルテンの自然神学をテキストにしてカントが講じた『形而上学講義』の該当部分および『哲学的宗教論講義』において、神の直観的知性がいかにとらえられているかも検討することを通して、人間の理性の批判を行なったカント批判哲学の哲学的史的な位置づけに関して、いくらかの見通しのよさを与えることを試みる。

Die Unterscheidung von Möglichkeit und Wirklichkeit bei Kant

— Das Problem des anschauenden Verstandes Gottes —

## カッシーラーによるカントの真理論の解釈

庄子 綾（上智大学大学院 哲学研究科 博士後期課程）

本発表は、エルンスト・カッシーラーが、1941年から42年にかけてイエール大学で行ったカントの真理論についての講義録から、カントの真理（truth, Wahrheit）概念に関する彼の解釈を読み取ることを試みるものである。その際、彼がカントの真理概念を重視するに至った道筋も確認する。

カッシーラーは、1918年の『カントの生涯と学説』において、複数の著作の中で、『純粹理性批判』と『判断力批判』をとりわけ重視し、二つの著作の連関と発展に着目して、カントの批判哲学の全体像を示している。そこでは、『純粹理性批判』で規定可能であると証明された経験的な存在の領域とは別に、異なる領域、すなわち、客観的妥当価値の領域が存在するかどうか、次の問題であると述べられている。そして、この問いへの答えは、最終的には、『判断力批判』で与えられる。この著作に至って、客観性の領域を扱うことが可能になるのである。

カント哲学における、この客観性の領域の問題は、カッシーラーにとってその後も重要な課題として保持され続けていた。主著『象徴形式の哲学』の出版と同時期の1927年～28年に書かれた草稿では、カントの批判哲学の意義とは、主観と客観の両方の領域に同時に関わっていることであると述べられている。さらには、主著刊行の直後に開かれた、1929年のダヴォス討論でのハイデガーへの応答の中でも、カッシーラーは客観性の問題を再び取り上げている。そこでは、彼は、客観性を、倫理的なもの、理論的なもの、『判断力批判』で主張された絶対性、と言い換えている。そして、これらの諸客観性の問題の核心は、有限な存在である人間がどのように必然的で普遍的な真理に関わることができるのか、というカントの問いに集約されるとした。カッシーラーの考えでは、カントは、有限な認識も真理に関わることが可能であると示しているのである。

以上のような研究や議論を経て、カッシーラーが亡命先のアメリカで晩年に行った講義が、カントの真理論である。この講義録は、カッシーラーが最後に書き記したカントに関するまとまった記述でもある。そこでは、今までは主題とはされていなかった真理概念が、論述の中心に据えられている。その内容は、これまでの彼のカント解釈における主観と客観の領域の問題を、真理論として語り直したものとなっている。そこには、カッシーラーが一貫して持ち続けた問題意識や、カント解釈の結実としての真理概念の解釈が見出せる。その真理概念とは、形而上学的な真理でもなく、経験的な真理や事実でもなく、〈論理的〉なものであるという。彼の考えでは、このような〈論理的な真理〉が、主観と客観の領域の両立を可能にし、カントの批判哲学の全体を支えているのである。

Cassirer's interpretation of Kant's theory of truth

## 趣味判断における不快の感情の生成

### —カント美学と醜さ

高木 駿（一橋大学大学院）

I・カントは、周知のとおり、『判断力批判』（1790）—以下、『第三批判』—「美の分析論」において、或るものが美しいか否かを言明する判断を「趣味判断」としたうえで、それが実践的でないところの「無関心」な快に規定されると分析した。美に関する趣味判断は、そうした特殊な快の感情に基づく。「表象を〔……〕主観の快／不快の感情と関係させることで、或るものが美しいか否かを判別する」（V 203）ことが、趣味の行使であり、趣味判断の内実である。

しかし、ここで一つの疑問が浮かぶ。或るものを快ではなく不快の感情に基づいて判定する場合、いかなる判断が成立するのだろうか。この疑問には、カント自身の言明の少なさのために、対照的な二つの応答が存在する。すなわち、C・ヴェンツェルやM・キュブレンのように、美しさの反対概念である醜さに関する趣味判断が下されるとする応答と、P・ガイヤーや西村清和のように、非趣味判断が下されるとする応答とである。かりに後者を取るなら、カント美学は、偽を問えない論理学や悪を評価できない倫理学のように、不完全なものになってしまう。本稿は、こうした消極的解釈を回避すべく前者の応答を試みるが、それには、不快が快の反対であり醜さに対応すること、趣味の判定が不快に基づきうることを示す必要がある。

とはいえ、課題はそれだけに尽きない。そもそも不快の感情はいかにして生成されるのだろうか。不快およびその生成について、『第三批判』のカントは説明をまったくといっていいほど与えてはくれないが、不快が快の反対であるのなら、快の生成との比較から不快の生成を類推することは可能である。実際、近年の解釈者たちは、快の根拠である認識能力の「調和」に対して「不調和」という反対概念を持ち出し、そこから不快の感情が生成されると見ている。しかし、「調和」が趣味判断をも含めた「認識一般」の条件とされることを踏まえれば、この理解には大きな問題が見出される。つまり、「調和」が成り立たない場合、認識そのものが不可能になってしまうのである。醜さに関する趣味判断を不快の感情から説明する解釈は、この「不調和」に関わる問題、また、それと関連する問題を乗り越えなくてはならない。

本稿の目的は、醜さに関する趣味判断の根拠として考えられる不快の感情がいかにして生成されるのかを説明し、カント美学において醜さの趣味判断が可能であることを示すことである。第一節では、『第三批判』以外の他の著作をも含めた、不快や醜さに関するカントの言及を頼りに、第一の課題に答える。第二節では、美しさの快が生成される構造を説明し、それとの比較から不快の感情の生成を考察するとともに、「不調和」に関わる問題を概観する。第三節では、「不調和」という概念を新たな解釈しなおすことで、問題の解消を試みる。

The Creation of the Feeling of Displeasure in Judgments of Taste —Kant's Aesthetics and Ugliness

## 『哲学ルポ カントは今、ロシアに生きる』が伝えたいこと

板生郁衣 (元高校英語講師、

現メンタルケア心理士 (日本学術会議 メンタルケア学術学会))

今春、20 年余り交流の続くロシアカント協会会長のカリニコフ先生と、標題の書を共著出版した。2002 年第 27 回学会において、『1974 年以降のカリーニングラードにおけるカントとケーニヒスベルク文化』についての一考察を発表した際、受講者から「ソ連時代のカント哲学への処遇はどのようであったか」の質問を受けた。15 年も経ったが、この著をもって返答となれば幸いである。

『哲学ルポ カントは今、ロシアに生きる』は、ドイツの哲学者カントが、かつて敵国だったロシアの地に生きていることを表わす。戦後の荒廃と 20 世紀末の社会体制の大転換のなかで、精神的にも物質的にも翻弄され続けてきたカリーニングラードの市民は、カントを心の支えとし、文化の柱にしているという。ほんとうに？どうやって？疑念を抱いた日本人の著者が、ロシア人哲学者を訪ね、ともに辿ったカントの足跡を、豊富な写真とともに綴った現地報告「哲学ルポ」である。

本著は、哲学の専門家から、「哲学ルポという新しいジャンルを開拓した立派な業績」「日露の長年にわたる学術交流を公刊した貴重な書」などと早くも高い評価を得た。さらに幸運なことに、この度、ロシアのカント博物館から、本著が日本人初の書籍として展示されたとの知らせを受けた。

しかし、著者らの当初の願いは、哲学を専門としない読者に読んでもらうことにある。カントをとおして、人間には普遍性が備わっていると気付かせてくれることを願っているからである。

第 1 章は、カントの足跡をとおして、生涯と哲学を写真とともに辿る構成である。第 2 章は、カリニコフ先生の英文の小論の和訳である。旧ソ連の社会体制が、いかに人々の自由を奪ったか、カント哲学を冷遇したか、カリニコフ先生自身の体験をも通して詳細される。また、1999 年に日本に招聘された時のカリニコフ先生の講演「カントと 21 世紀」とそれに応えた東大生のレポートも収録されている。資料として、カリニコフ先生の英文の全文も掲載してある。

本著は、日本カント学会の壁に穴をあけ、市民と対話する風潮の第一歩となることを願っている。科学技術や経済の世界が日進月歩のグローバル化の一途にある今日、人類の幸福の根源を問うはずの哲学は、自己の世界に止まり、寡黙に映る。社会との接点を探究すべきときではないだろうか。

日本人著者は、本著をとおして、カント (哲学) を文化の象徴とするカリーニングラード市民の姿と、そこに至るまでのカリニコフ先生の半世紀にわたる実践的な努力の過程を紹介することを目的としていた。対岸の火事を見る姿勢だったかもしれない。しかし、ようやく気付いたのである。カントとカリーニングラード市民との関係を学ぶことによって、ひょっとすると、日本でも、カント哲学と現代社会の接点が見出せるかもしれない。今後も、カリニコフ先生の助言を得ながら学んでいきたいと思う。

The Message from My Book "Philosophical Reportage Kant is Now Being in Russia"

## 同意論の系譜

福田喜一郎 (鎌倉女子大学)

本発表は、古代ギリシア哲学に端を発する「同意論」という認識論上の構造を見据えて、その系譜に従って近世哲学の諸局面を見直す試みである。

私たちは特定の「表象」(あるいは「観念」)を抱いても、必ずしもこれに同意するとは限らない。心を与えられた表象に対して、あらためてこれに同意するかこれを拒否する。表象と同意との関係性を認識行為の構造のなかに明確に取り入れたのは、ストア派のゼノンであった。彼はその際に、認識行為において同時に生じる「確信」の存在にも言及している。私はここで、「表象」「同意」「確信」という3つのアイテムを基本にして認識構造を把握する議論を、ディオゲネス・ラエルティオスがストア哲学を論じている際に用いている言葉を借用して、「同意論 (ὁ περὶ συγκαταθέσεως λόγος)」(Diogenes Laertius 7.49)と名付けたい。

セクストス・エンペイリコスが伝えているピュロンの懐疑主義は、表象に対する同意を回避するもので、その徹底した判断保留は、今日でも「エポケー」という言葉で伝えられている。彼の『ピュロン主義哲学の概要』は、近世哲学において重要な役割を演じ、多くの哲学者は懐疑主義に対していかなる態度をとるかという問題を自らに課していた。方法的懐疑を遂行したデカルトは、同意論のもっとも傑出した後継者でもあった。彼は、知性が対象とする観念を超えて、同意(もしくは拒否)を実行する無限な能力を意志に認めた。そして明証的に真なる観念だけに同意しようとする決意を貫こうとした。デカルトが用いている動詞群 *affirmo, confido, credo, judico, croire, recevoir, admettre* は、同意 (*adsentio*) の意味に収斂されうる。これに対して、意志の同意の存在そのものを批判したのはスピノザであった。彼は、観念は「画板の上の無言の絵」のようなものではなく、それ自身が肯定(同意)の力を含んでいるものと見なしたのである。

同意論はイギリス古典哲学においても展開されていたが、ドイツ哲学ではやや遅くなってから、クルージウスによって復活させられた。その際重要なのは、彼が同意を表す言葉として *Vorwahrhalten* (真と見なす) と *Beyfall* (同意) を用いていたことである。しかも彼はこれら両者を広義の *das Glauben* と言いかえうると述べている。この言いかえは、英米の研究者が古代の懐疑主義を説明する際に、判断保留を *belief* の回避として理解していることと似ている。

カントが論理学講義と三批判書のすべてで取り上げている *Fürwahrhalten* についての説明は、同意論のカント的展開と見直しうる。彼はすでに批判前期から、同意論の重要な構成要素である「確信 (*Gewissheit*)」の問題に注目しており、そのクライマックスは『判断力批判』の第 90 節と第 91 節であった。そして 18 世紀の最後になって登場したヤコービは、表象や観念に根源的に先行する「確信・信仰 (*Glaube*)」の存在を、スピノザ主義の論争を巡って主張し、同意論のあるラディカルな姿を提示したのであった。

*Die Genealogie der Zustimmungsllehre*



## カント法哲学における「死」

### — 法の存立根拠としての「名声」概念 —

青木大樹 (京都大学大学院博士後期課程)

本発表は、『人倫の形而上学』におけるカントの法理論と死刑制度の関係に着目し、死を契機として獲得される「名声 (der gute Name)」がカントにおける法概念の存立根拠となっていることを示そうとするものである。

カントにおいて法は各人の自由を相互に保証するための諸条件の総体であり、各人は平等な法主体として国家的共同体 (法秩序) を構成することで各人に法による自由が保証される。犯罪は、法秩序における各人の自由を侵害する行為であると同時に法秩序の規範を侵害するものである。一方で刑罰は、「同害報復権 (ius talionis)」に基づいて質と程度が決定されるべきであるとされる。そして刑罰によって犯罪者は公民的人格が奪われることになるが、殊に殺人罪に関しては死刑を科すべきであると語られる。しかし近年の研究において、カントの法概念に死刑制度はそぐわないとする解釈も存在する (例えば Merle, 2007)。その解釈によれば、カントの法概念において犯罪者も法秩序の構成員であり、刑罰は法秩序の維持と両立する限りで科されるべきものであるため、犯罪者は自由を行使する主体として後の法秩序への復帰を前提とされなければならない、死刑は復帰の可能性を奪ってしまうため認められないというのである。

こうしてカントの法概念の死刑制度が一見矛盾するようにも見えるのは、死刑が犯罪者の法秩序の構成員としての地位を永久に奪うものであるという点と死刑の後に自由を行使できなくなるという点が問題となるからである。これらを統合的に理解するためには、犯罪者は死を経ても構成員としての地位が確保され、自由を行使できる権利を獲得して法秩序に残る必要がある。この権利として、『法論』の § 35 「死後の名声という遺産」で語られている「名声」という概念が考えられる。死者が「名声」という権利を獲得して構成員として残るからこそ、国家的法秩序の体系は維持されるのである。また、「名声」は自然状態においても同様の役割を担うものとして考えられる。なぜならば、自然状態においても個人間のレベルで法関係が成り立ち、死によってその法関係が崩壊する危険性があるからである。このことは、所有権についての論究で明らかになる。カントは自然状態で契約による「暫定的法的な取得」が可能であり、契約は当事者同士の「統合された選択意志」によると述べている。さらに、遺言の有効性に関する言説から、死後にも法関係が存在しなくてはならず、死者が生前と同様に人格として考えられなければならないのである。

以上のように、死によって法秩序あるいは法的関係は崩壊の危険にさらされるが、法を構成する主体としての各人が死を経ても「名声」という権利を獲得して残存することによって法的関係が維持される。すなわち、カントの法哲学において「名声」が法の存立根拠となっているのである。

Von „der Tod“ in Kants Rechtsphilosophie

— „Der gute Name“ als die Grundlage der Existenz des Rechts —

## カント倫理学において尊厳の概念は重要な役割を担うのか

### —O・センセンによるカント解釈の検討を通して—

中村信隆（上智大学哲学研究科博士後期課程）

現代においてしばしば「人は絶対的・内的価値つまり尊厳をもち、その尊厳は様々な権利や義務を根拠づける」と考えられることがあり、そして尊厳に関するこのような現代的な見解の源泉の一つとしてしばしばカントが挙げられる。しかしこのような見解が本当にカントのうちに見出されるのかは疑問の余地がある。特にO・センセン（Oliver Sensen）はこの問題を *Kant on Human Dignity*（2011）の中で詳細に論じており、カント自身の見解は、尊厳を権利や義務の根拠と見なす現代的な見解とは異なるものであり、尊厳の概念はカント倫理学において中心的な役割を担ってはいないと主張する。本発表の課題は、このようなセンセンのカント解釈を検討し、カント倫理学における尊厳の概念の役割に関して一つの回答を提示することである。

センセンがこの著作で論じるのは、カント倫理学における価値の概念と人間性の定式の解釈、そして尊厳の概念についてである。センセンによれば、カント倫理学において価値の概念は、義務を基礎づけることができるような独立した特性を表すのではなく、純粋理性に基づいて価値づけるべきだという指令を表すのであり、そして人間性の定式および人を尊重せよという要求は、人間性に備わる何らかの価値特性に基づくわけではなく、あくまでも理性に基づく。そしてカント倫理学において尊厳の概念は、現代的な見解とは異なり、義務を基礎づけるような中心的な役割を担うことはないとされる。カントはむしろストア学派以来の伝統的な尊厳概念を受け継いでおり、尊厳は何か他のものよりも「高位にある」「上位にある」という関係を表現する。そしてカント倫理学における尊厳の概念の役割はあくまでも、道徳的に行為することが傾向性に基づいて行為するよりも重要であるということ表現することだとセンセンは論じているのである。

しかし道徳が傾向性に従うことよりも重要であるということは、カント倫理学において大前提とされていることであるから、センセンは尊厳の概念自体には特に重要な役割を認めていないことになる。尊厳の概念はカント倫理学において、なくても困らない概念だとさえ言えるかもしれない。このようなセンセンの議論に対しては、S・バチン（Stefano Bacin）やD・シューネッカー（Dieter Schönecker）らによっていくつか重要な批判やコメントが寄せられており、本発表も、尊厳の概念はカント倫理学において少なくともセンセンが主張するよりも重要な役割を担うことができると論じる。その際に注目するのが、「高位である」という尊厳の意味である。センセンはこの高位性自体は何らかの義務を導き出すような規範的含意をもたないと主張するが、本発表は、我々が例えば犬として扱われる際に感じる屈辱感や『人倫の形而上学』『徳論』での「卑屈」や「侮蔑」に関する議論を取り上げながら、我々が自然界の中で尊厳ある高位の存在だという序列意識をいかにしてもち、この序列意識がいかなる規範的含意をもつのかを明らかにする。

The Role of the Concept of Dignity in Kant's Ethics

## 高次の関心と超越論哲学

木村恵子 (山形大学非常勤講師)

『判断力批判』においてカントは、「美しいものへの関心」が「直接的」で「知的関心」であるならば、その関心は「道徳的」と主張する(AA.V.302)。この主張は、道徳と美の関係を明らかにする。啓蒙主義とロマン主義の間に位置する90年代のカントは、「善いものへの関心」を「美しいものへの関心」から厳密に区別した。にもかかわらず、同時に、「美しいものへの関心」は最終的には「道徳的」でなければならないという。一見、矛盾とも思える主張を語っているのである。その根拠は、人間が「美しい自然への関心 *Interesse der schönen Natur*」よりも「自然の美しさへの関心 *Interesse der Schönheit der Natur*」(AA.V.299)を優位に置く、とカントが見なすところにある。自然が持つ「美しさ」という形式の優位性はアリストテレス以来の伝統に則っているが、カントは改めて、「美しい自然」という質料性に、「自然の美しさ」という形式を与えたのだとも言える。

だが、「自然の美しさ」という形式への「関心」は、「美しいものへの関心」から質料性を捨象するだけで生じるものではない。これは、カントがライブニッツ・ヴォルフ学派の批判を通して獲得した洞察である。「美しいもの」への「関心」は、それのみでは「経験的関心」に過ぎず、主体は何らかの意図のもとで観察対象としてそれを見ているにすぎない。他方で、「美しいもの」への関心なき適意であれば、それは趣味判断に留まる。しかし我々は、美しいものを目の前にした時、単なる趣味判断に留まることなく、その美しさが真実かどうかを知りたいという知的欲求を同時に抱くことがある。そうした美しいものへの知的関心を抱くとき、われわれは、自分の趣味判断に普遍妥当性を要求し、美しいものが持つ自由な形式の実在性に判定を下そうとする。こうした事態をカントは、何かに「関心を抱く」ということは何時でも、「形式」と同時に、その「現存」も気に入ること(AA.V.299)だ、と述べている。美しいものを「経験的関心」の対象としてではなく、かといってただ無関心に眺めるだけでもなく、むしろそこに「自由な形式」を見つけようとする態度には、美しいものの形式が持つ自由という高次の実在への「関心」も伴う。それは美しいものの形式に含まれ、同時に「道徳的」でもあるような、よい性質への高次の「関心」なのである。

こうした「道徳的」な「知的関心」は、『判断力批判』の序論で「形而上学的原理」と区別された「超越論的原理」、すなわち自己自律の原理であり、カント自身の学問観を示すものである。カントが『判断力批判』で「関心」概念を通して示した美と道徳の関係は、形而上学的究明だけではなく、超越論的究明を必要とするものであり、そこにはカントの意志も叙述されていると解釈することができる。本発表では、新しい超越論哲学の一呈示を試み、そのことで自由というカントの学問観も継承したい。

Höheres Interesse und transzendental – Philosophie

【共同討議 1】カントとテーテンス

テーテンス『人間本性とその展開について哲学的試論』  
の読解に基づく『純粹理性批判』「演繹論」の一解釈

佐藤慶太（香川大学）

カントがテーテンスから影響を受けていたことはしばしば指摘されるが、この影響関係を考慮に入れることには『批判』解釈上どのような意義があるのだろうか。本提題では『人間本性とその展開についての哲学的試論』（以下『試論』）の読解をふまえると『純粹理性批判』（『批判』）第一版「演繹論」の構造や特徴が明確化される、ということを示したい。

（1）まず 1760 年から始まる二人の関係を辿ったうえで、カントのテーテンス理解を確認する。「ドイツのロック」とも称されるテーテンスだが、『試論』では感覚質料に還元されえない心の能動的な働きが認識の「形式」として機能すると述べている（『試論』S.336）。この点にカントは着目していたことが、「プロレゴメナ準備草稿」によって裏付けられる（cf. XXIII 57）。

（2）『試論』における認識能力分析を概観する。その全体像は以下のとおり。



（3）以上を踏まえて『批判』第一版「演繹論」を解釈する。「演繹論」でカントは、心の三能力（感官、想像力、統覚）の使用を「超越論的」と「経験的」に区別する。（2）を踏まえると、後者の「経験的使用」は『試論』における「知覚能力」、「想像力」、「認知／統覚」の働きと対応することが見えてくる。カントは、テーテンスの認識能力分析を受け入れつつ「経験の可能性の条件」のより深い基底を、心の三能力の「超越論的使用」の名のもとに示したのである。では、なぜカントは二種類の「使用」について語らなければならなかったのか。最後にこの問いに取り組むが、これは第一版「演繹論」固有の狙いを解明することにつながるはずである。

Eine Interpretation vom Deduktionskapitel in der *Kritik der reinen Vernunft*: unter besonderer Berücksichtigung des Einflusses von Tetens' *Philosophische Versuche über die menschliche Natur und ihre Entwicklung*.

## カントがテーテンスから受け取ったもの

### —「三重の総合」に見る経験心理学への態度—

辻 麻衣子（上智大学）

カントの『純粋理性批判』（以下『批判』）、とりわけその第一版において、テーテンスの『人間本性と  
その展開についての哲学的試論』（以下『試論』）の影響が色濃く見られるというのは、古くは新カント派  
の時代から少なくない研究者が指摘してきたことである。また、その多くは内官や経験的図式に関する議  
論など、カントの認識能力論の本丸とも呼ぶべき部分に集中している。しかしながら、「純粋悟性概念を  
テーテンスはもっぱら主観的に研究し（人間本性論）、私は客観的に研究する。彼の分析は経験的で、私  
の分析は超越論的である」（R4901）というように、カントはテーテンスの経験的・心理学的あるいは発生  
論的な方法論を、自らの採る超越論的方法と鋭く対置させており、テーテンスがカントに及ぼした影響の  
内実がいかなるものであったかについては未だ不明であると言わざるをえない。

そこで本提題は、以下の手順を踏みながら、心の三能力（感官、構想力、統覚）に関してカントがテー  
テンスに何を負っているのか、あるいは負っていないのかについて考えてみたい。まず、カントの思想に  
テーテンスが与えた影響について論じたこれまでの研究について、簡単にまとめた上で紹介する。次に、  
『批判』第一版演繹論のうち「三重の総合」と呼ばれる第二節を取り上げる。演繹論において経験心理学  
的要素がどの程度認められるかについては議論が絶えないが、本提題では、佐藤提題が『試論』第一部で  
テーテンスが提示する認識能力についての分析の概観を踏まえた上で、〈超越論哲学と経験心理学〉とい  
う対立軸を据えて「三重の総合」を読み直す。その際、特に構想力 *Einbildungskraft* の位置付けが鍵とな  
るように思われる。この点については、テーテンスによる定義や、彼の考える創作力 *Dichtkraft* 概念との  
関連を押さえつつ、掘り下げて考えてみたい。

カントが自身の立場として主張していた超越論哲学は、上に引用した言明から推測されるように経験  
心理学と訣別しようとした上で、結果としてそれに失敗したのか。それとも、テーテンスと同様に経験心  
理学の余地をある程度許容したということなのか。この問いに一定の回答を与えることが、本提題の目標  
である。

## カント倫理学と討議倫理学——格率の主観的吟味と相互主観的吟味——

松本大理（山形大学）

カントの定言命法の基本法式は、「汝の格率が普遍的法則となることを、当の格率を通じて汝自身が同時に意欲できるような格率に従ってのみ行為せよ」(GMS. 421)、と表現される。ここでは、行為主体が自らの主観的原理（格率）の普遍化可能性を自ら吟味するという、義務論的な意志規定のあり方が提示されている。しかしカントのこうした問題構制は、道徳的行為の基準を行為者自身の理性使用に立脚させることでもあるため、独我論的ともモノローグ的とも言われてきた。

これに対して討議倫理学は、カント倫理学の問題構制にコミュニケーション的変換を施すことによって、そのモノローグ的欠陥を修正し、格率の吟味を相互主観的な討議の場へと移した。これにより、道徳原理に相互主観的普遍性を与えると共に、多様な他者の視点を考慮に入れることを可能にしたとされる。しかしながら、この相互主観的な変換は、道徳的な問題レベルを法的な問題のレベルに接近させるという代償を払っており、その意味では、カントが基礎づけた道徳固有の義務論的な洞察を後退させることにもなっている。

本発表では、討議倫理学を批判する立場に立ち、討議倫理学によって見失われたカント倫理学の長所を再確認したい。考察を進めるにあたっては、特に A. ヴェルマーのカント読解を手がかりにする。ヴェルマーはカント倫理学に対話の原理を持ち込む点に関しては討議倫理学と立場を共有するが、しかし道徳原理を対話の原理に置き換えるところまでは要求しない。むしろそうした強い要求に対しては批判的であり、格率の自己吟味という主観的契機を堅持することによって、カント倫理学を擁護する立場に立っている。本発表ではヴェルマーの考察をさらに推し進めることにより、討議倫理学とカント倫理学の間に存する原理的な相違と両者の棲み分けについて問題整理を行い、道徳的行為の意志決定に関するカントの洞察を浮かび上がらせる。最終的には、道徳原理の相互主観的普遍性と他者の考慮という、討議倫理学の強みであった論点が、カント倫理学においてはどのように内在しているかを論じたい。そしてまた、この論点に関する討議倫理学への反批判を試みたい。

Kant und die Diskursethik -- subjektive oder intersubjektive Maximenprüfung --

## 討議倫理学におけるフィヒテ的アプローチの可能性

### ——「普遍」と「当事者性」を手掛かりとして——

嘉目道人（大阪大学）

ハーバーマスやアーペルの討議倫理学は、カント的な普遍主義的倫理学を語用論・コミュニケーション論の枠組において再構築することを目指している。そこには二つの含意がある。(1)カントやフィヒテの意識哲学には限界があると見なし、相互主観的なコミュニケーションの次元に期待すること。(2)プラグマティズムや解釈学の影響による相対主義的な思潮に抗して、普遍主義的倫理学を堅持することである。

これら二点は独立しているように見えるが、実は同じ論理に基づいている。ハーバーマスは、規範が事実として社会的に妥当しているという事実と、その規範が普遍妥当性を有することを区別しなくてはならないと主張するが、これは、意識哲学を批判する際に彼らが援用するヴィトゲンシュタインの私的言語批判と並行的である。すなわち、ただ一人が私的に規則に従うことはできない。なぜならその場合、規則に従うことと従っていると思っていることの区別ができないからである。同様に、相対主義的な倫理観では、われわれが自らの従う規範は妥当だと思っていること（社会的妥当）と、われわれの従う規範が普遍妥当性を有することの区別ができない。これが、普遍主義的徳が堅持されるべき理由なのである。

しかしながら、徳原理の普遍妥当性を保証するための方法論をめぐって、ハーバーマスとアーペルは対立している。ハーバーマスが日常世界の人倫性を重視するのに対し、アーペルは、経験的・日常的な次元からではなく「上から垂直に」徳を根拠付けるよう主張する。これはカントというよりフィヒテ的発想である。

アーペルに与するなら、ハーバーマスの普遍化原則は十分に根拠付けられておらず、妥当と妥当性を区別できない。しかしその一方で、懐疑論者本人の行為知に訴えるアーペルの根拠付けは、主観的な当事者性への訴えという意識哲学的手法に回帰してしまっている。本発表では、アーペルの根拠付けの問題点を、共同行為論やヴェルマーの批判、フィヒテの他者論等に触れつつ修正し、討議倫理学におけるフィヒテ的アプローチの可能性を示したい。

Die Möglichkeit des Fichteschen Ansatzes in Diskursethik. Anhand von »Universalität« und »Betroffenheit«

## 「カントとメルロ=ポンティ」提題要旨

円谷裕二（九州大学大学院人文科学研究院）

カントとメルロ=ポンティの比較を通してカント哲学の可能性について考えてみたい。メルロ=ポンティはカント哲学を概略以下のように捉えていた。第一に、触発という事態や物自体概念がカントの超越論的観念論のアポリアたる所以はカントが感性や受動性の問題を徹底的に追究せず、悟性や理性の自発性や能動性を優位させるという基本姿勢をとっていたからである。第二に、カントの経験の理論は、基礎づけ主義の立場から、経験一般の可能性の条件を権利問題として論究するが、それによって、現実的经验という〈事象そのもの〉に即した事実問題や発生的問題が等閑に付されてしまい、経験の成立を、歴史や状況から遊離した論理上の事柄として位置づけてしまった。その背景にあるのは、〈現実性は可能性の一区画にすぎない〉という、カントに限らずプラトン以来の伝統的な西洋哲学全体に通底する発想であり、これをカントはデカルトの自己意識に接合することによってその潮流に棹さした。逆にメルロ=ポンティは「必然性と可能性は現実性の一区画にすぎない」と語る。第三に、自然世界を「すっかり出来上がった世界」とか客観的な「原テクスト」として捉え、それゆえ世界の認識の根拠としての超越論的統覚を、外部から自然を一義的に構成する「無世界的主観」（ハイデッガー）と見なし、歴史的有限性の立場からの主観および客観についての存在論が不問に付されてしまった。外的対象や外部世界の存在は哲学的に証明されなければならない問題なのだ（「観念論論駁」）とカントが考えてしまったこと自体がそのことを端的に物語っている。言い換えれば、経験する（身体）主体の「世界内存在」という根本構造や〈世界への主体のあらかじめの超越〉を踏まえなかったがために、世界から逃避する意識内在主義や自己意識中心主義に陥り、そのために、他者問題や、自己意識や自律的意志の根底にある共同性や他者依存性の問題や、先所与的な歴史性や制度の問題、さらには、内在と超越の二元論ではなく内在即超越の現象である表現や言語や行為の問題等々を、核心的問題として俎上に載せることが困難になってしまった。第四に、悟性中心の立場に立つことによって、悟性を超越する理性や統制的理念という全体論的視点が欠如し、それとともに世界概念の意義が十分に洞察されず、それに連動して感性を単なる受容性の能力と見なして感性あるいは身体の能動性に気づかなかつた。このことが触発を因果論的に捉えてしまう誤りにもつながり、人間の受動性=能動性という事態を看過することになる。

メルロ=ポンティの以上のようなカント評に対して、カント哲学の立場からはどのような応答ないし反論が可能なのであろうか。

Kant and Merleau-Ponty



## 「第二の根源悪」？——悪の問いから見た「カントと現代フランス哲学」

杉村靖彦（京都大学）

根源悪の概念は、カント哲学において扱いの難しいものであり、これまで数多くの解釈上の争論を引き起こしてきた。だが、悪の思想史というスケールで見れば、この概念は比較的明確な位置づけを得られるように思われる。アウグスティヌス以来の「犯す悪」と「被る悪」の区別を用いていけば、この両面をひっくり返して「なぜ悪があるのか」という問いに答えようとしたのがライプニッツの神義論であったのに対して、こうした悪の形而上学を断念し、悪の問いを「犯す悪」へと局限した上で、悪の根拠をもっぱら人間的自由の根底へと掘り下げて問うていく方向に舵を切ったのが、カントの根源悪論だったといえよう。

だが、二〇世紀になり、二度の世界大戦を経て、悪の問いが哲学自体を揺るがすような強度をもって迫ってきた時、カントの根源悪論では追いつかないようにみえる状況が浮かび上がってきた。悪の問いをめぐる、ライプニッツとカントを分かつ断裂線がリスボン大地震だとすれば、カント的アプローチと第二次大戦後の状況とを分かつ断裂線はアウシュヴィッツにあるといってもよい。少なくとも、悪を語る場合の基準点が、悪を「犯す自己」から悪を「被る他者」へと、しかも無数の無名なる「犠牲者たち」へと移されたことは確かである。さらに、犠牲者たちの無数性と無名性が際立たせられるほど、悪は遍在化するがゆえに特定しがたいものとなり、「全体」の「システム」と見分けがつかなくなって、何をもってそれを「悪」といいうるのかということ自体が問題化せざるをえない。「悪の凡庸さ」（アーレント）や「悪の自然化」（デュピュイ）といった概念は、こうした事態を何とか思考にもたらそうとする試みであったといえよう。

二〇世紀後半のフランスでは、従来の哲学のあり方を根底から問い質しつつ、奇矯なまでに独創的な概念や語彙でもって新たな形の思索を展開しようとする哲学者たちが次々と輩出した。「フランス現代思想」と称されたこのような潮流は、今日ほぼ終息期に入り、歴史的検討の時期を迎えている。この検討にはさまざまな切り口がありうるが、今述べたような「アウシュヴィッツ以後」の悪の問いへの深い関わりを共通の軸として、それらの思索を配置し直すこともできるのではないか。それが今回の発表の背景にある見立てである。そうした視点から、ナベール、リクール、レヴィナス、デリダらの思索に言及してみたい。

ただし、彼らの思索をそのように位置づけることは、カントの根源悪論を用済みにしてしまうことを意味するのではない。彼らの思索は、カントの『宗教論』へと陰に陽に関係し、しかも、根源悪論を『宗教論』の第一編だけに収めず、哲学的にまともに取り上げられることの少ない第二編以降へも拡張することで、根源悪概念のポテンシャルの新たな掘り起しを促すものになりうると思われる。この点を明確化するための手引きとして、J・ロゴザンスキーの『宗教論』解釈を参照したい。そこでは、第三篇冒頭の叙述が、第一編の根源悪論の枠をはみ出し、根源悪概念のとらえ直しを迫る「第二の根源悪」として読み直されるのである。

"Un deuxième mal radical"? - "Kant et la philosophie française contemporaine" vu à partir de la question du mal

## ルソー、カント、訓練

ジェレマイア・オルバーグ（国際基督教大学）

本発表では、カントが『純粋理性批判』で「純粋理性の訓練」を扱う際、ルソーが『エミール』で輪郭を描いた教育法に依拠していることを論じたい。ルソーとカントは共に、人間の状況が不可能な必要性ないし必要な不可能性という逆説的な性質によって特徴づけられていると考えている。私たちは自分自身を知らなければならないが、それは不可能なのである。私は具体的に、カントがルソーに従っている二つの節を取り上げたい。第一にカントは、人間社会にある「不誠実」ないし偽善が人間をまず文明化し、さらに道德化するのに有益な機能を果たすため、少なくとも暫定的に利用しなくてはならないと論じている。これはルソーが『エミール』第三巻の「奇術師」のエピソードで論証している教育的実践と対応している。第二にカントは、純粋理性の「仮説」を、特定の主張や権利を弁護するための戦争の武器として用いるよう訴えている。この背景にも『エミール』があると考えられる。今度は第二巻の庭師のエピソードである。このそれぞれの場合において、カントは理性が戦争状態を抜け出して法治国家の平和を享受するのを助けるためにルソーを用いている。最後に、私はカントがルソーの立場を乗り越えつつあるということについても論じたい。

Rousseau, Kant, and Discipline